

様式第1号

堺市自治会活動保険補助金交付申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請人
所在地
(ふりがな)
団体名
(ふりがな)
代表者職氏名
代表者生年月日
代表者住所

年度堺市自治会活動保険加入事業について、次のとおり補助を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補助金交付額	円
申請理由	
経理担当者	
添付書類	1 役員情報届出書（様式第2号。法人の場合に限る。） 2 事業計画書（様式第3号） 3 収支予算書（様式第4号） 4 保険料の見積書の写し 5 その他市長が必要と認める書類

役員情報届出書

年 月 日

堺市長 殿

申請人
団体名
代表者職氏名

堺市自治会活動保険補助金交付要綱6の規定により、補助金の交付申請を行うに当たり、次のとおり役員情報を届け出ます。なお、記載内容に変更が生じた場合は、変更の内容及び理由を記載し、その都度、速やかに届け出ます。

《役員情報》

(ふりがな) ()
役員等氏名：
生年月日：
住所：

《変更の場合：理由》

年度 事業計画書

団体名

項目	計画内容の説明

- 1 項目欄は、事業や行事名その他補助事業の内容に合わせて記入すること。
- 2 事業計画の内容を説明するため必要があれば、適宜欄を設けるなど変更すること。

様式第4号

年度 収支予算書

団体名

収 入 (単位 円)

収入の種類	予算額	内容説明 (算出基礎等)
1		
2 堺市補助金	※	
3		
4		
収入合計		

支 出 (単位 円)

項 目	予算額	左のうち堺市 補助金充当額	内容説明 (算出基礎等)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
支出合計		※	

※は、それぞれ一致するものとする。

堺市自治会活動保険補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請人

_____様

堺市長

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

補助年度	年度	補助金の名称 (又は補助事業名)	堺市自治会活動保険補助金
補助金交付額	円		
交付予定時期	金額一括 分割	年 月 第1回(又は 月) 第2回(又は 月)	円 円
※ ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により変更することがある。			

補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容について変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 堺市補助金交付規則(平成12年規則第97号)の規定に従うこと。
- (5) 補助事業完了後、別に定める様式により堺市自治会活動保険補助金実績報告書とその定める期日までに市長に提出すること。
- (6) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。
- (7) 補助金の交付を受けて加入した保険を解約した場合は速やかに保険を解約したことを市長に報告しなければならない。なお、保険契約の解約に伴い解約返戻金が発生した場合は、市に返還しなければならない。

様式第6号

堺市自治会活動保険補助金変更交付申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請人
所在地
団体名
代表者職氏名

年度堺市自治会活動保険加入事業について、次のとおり補助金申請額の変更をしたいので、関係書類を添えて申請します。

変更前の補助金交付申請額	円
変更後の補助金交付申請額	円
申請理由	
添付書類	<ol style="list-style-type: none">1 変更後の事業計画書2 変更後の収支予算書3 変更後の保険料の見積書の写し4 その他市長が必要と求める書類

堺市自治会活動保険補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

堺市長

年 月 日付けで変更交付申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

補助年度	
補助事業名	堺市自治会活動保険補助金
変更前の補助金交付額	円
変更後の補助金交付額	円
交付予定時期	<p>金額一括 年 月</p> <p>分割：第1回(年 月) 円</p> <p>第2回(年 月) 円</p> <p>※ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により変更することがある。</p>

補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容について変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 堺市補助金交付規則(平成12年規則第97号)の規定に従うこと。
- (5) 補助事業完了後、別に定める様式により堺市自治会活動保険補助金実績報告書とその定める期日までに市長に提出すること。
- (6) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。
- (7) 補助金の交付を受けて加入した保険を解約した場合は速やかに保険を解約したことを市長に報告しなければならない。なお、保険契約の解約に伴い解約返戻金が発生した場合は、市に返還しなければならない。

様式第8号

堺市自治会活動保険補助金実績報告書

年 月 日

堺市長 殿

申請人
所在地
団体名
代表者職氏名

年度堺市自治会活動保険補助金について、次のとおり関係書類を添えて、報告します。

補助年度	年度	補助金の名称 (又は補助事業名)	堺市自治会活動保険補助金
交付決定	年 月 日	付け通知	第 号
補助金交付決定額	円		
実績の概要 (内容、効果等)			
添付書類	1 事業実施報告書(様式第9号) 2 収支決算書(様式第10号) 3 保険料の支払いを証する書類の写し 4 保険証券の写し 5 その他市長が必要と認める書類		

年度 事業実施報告書

団体名

項 目	実 施 内 容 の 説 明

- 1 項目欄は、事業や行事名その他、補助事業の内容に合わせて記入すること。
- 2 事業実施の内容を説明するため必要があれば、適宜欄を設けるなど変更すること。

年度 収支決算書

団体名

収 入 (単位 円)

収入の種類	決算額	内容説明 (算出基礎等)
1		
2 堺市補助金	※	
3		
4		
収入合計		

支 出 (単位 円)

項 目	決算額	左のうち堺市 補助金充当額	内容説明 (算出基礎等)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
支出合計		※	

※は、それぞれ一致するものとする。

様式第 1 1 号

堺市自治会活動保険補助金確定通知書

第 号
年 月 日

申請人

_____様

堺市長

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、堺市自治会活動保険補助金実績報告書の審査結果に基づき、次のとおり確定したので通知します。

補助年度	年度	補助金の名称 (又は補助事業名)	堺市自治会活動保険補助金
補助金交付決定額			円
補助金確定額			円

様式第12号

堺市自治会活動保険補助金交付請求書

年 月 日

堺市長 殿

申請人
所在地
団体名
代表者職氏名

年度堺市自治会活動保険補助金について、次のとおり請求します。

補助年度	年度	補助金の名称 (又は補助事業名)	堺市自治会活動保険補助金
交付決定通知	年 月 日	付け通知	第 号
補助金交付決定額	円		
確定通知	年 月 日	付け通知	第 号
補助金確定通知額	円		
内 訳	既受領額	円	
	今回請求額	円	
	残 額	円	

注意

補助金の交付請求の期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内とする。

様式第13号

堺市自治会活動保険補助金精算書

年 月 日

堺市長 殿

申請人
所在地
団体名
代表者職氏名

年度堺市自治会活動保険補助金について、下記のとおり精算します。

記

概算払額 円

精算額 円

不用額 円

堺市自治会活動保険補助金返納・返還命令通知書

第 号
年 月 日

申請人

_____様

堺市長

年 月 日付けで交付決定・確定通知した下記の補助金について、次のとおり返納・返還するよう通知します。

返納・返還すべき金額	円
返納・返還期限	年 月 日まで
返納・返還方法	別紙返納通知書による。

補助年度	年度	補助金の名称 (又は補助事業名)	堺市自治会活動保険補助金
交付決定通知	年 月 日付け通知		第 号
補助金交付決定額	円		
確定通知	年 月 日付け通知		第 号
補助金確定通知額	円		
補助金の既交付額	年 月 日交付		円
	年 月 日交付		円
	計		円
返納・返還事由			

- 1 交付決定通知・補助金交付決定額・確定通知・補助金確定通知額は、それぞれ堺市補助金交付規則(平成12年規則第97号)第9条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消し又は変更があった場合及び同規則第18条第1項の規定による交付決定若しくは補助金の確定の全部又は一部の取消しがあった場合は、取消し後又は変更後のものを記入すること。
- 2 堺市補助金交付規則第18条第1項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付することになるので、速やかに返還すること。
- 3 補助金の返納又は返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付することになるので、速やかに返納又は返還すること。